

宇和島海上保安部は、暴風（雪）警報・注意報が発表された場合、港則法第39条4項及び第43条により、港内の船舶に対して、この『船舶対応一覧表』を基準に勧告することとしています。なお、宇和島管内で勧告発令の対象となる港は、港則法適用港である川之石港、八幡兵港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港の6港です。

船舶対応一覧表※1（異常な低気圧※6）

区分	発令基準	発令時期	旅客船	大型船・中型船（※2・3・5）		小型船（※2・4）
				危険物積載船	一般船舶（荷役・作業船含む）	
注意喚起	原則として、松山地方気象台から発表される「愛媛県気象情報」により、南予地区の海上で最大風速20m/s（最大瞬間風速30m/s）以上の強風が吹くと予想される場合	松山地方気象台から「愛媛県気象情報」が発表された際に発令する	・気象情報を収集し、異常な低気圧の動向に留意すること			
第一体制	原則として、松山地方気象台から発表される「愛媛県気象情報」により、南予地区の海上で最大風速23m/s（最大瞬間風速35m/s）以上の強風が吹くと予想される場合	松山地方気象台から「愛媛県気象情報」が発表された際に発令する ただし、強風が吹くと予想されるまでに時間的余裕がある場合には、まずはこれにより注意喚起を行い、松山気象台からの続報の発表をもって発令する	・安全管理規程（運航基準）の遵守	・荒天準備を行い、必要な避難体制を整えること ・荷役の中止準備	・荒天準備を行い、必要な避難体制を整えること ・荷役の中止準備 ・作業船は、工事等を中止し、安全な場所に退避すること	・陸揚げをするか、安全な場所に避難を開始すること
第二体制	原則として、松山地方気象台から南予地区に暴風（又は暴風雪）警報（海上で風速25m/s以上）が発表された場合	松山地方気象台から南予地区に暴風（又は暴風雪）警報（海上で風速25m/s以上）が発表された際に発令する	・安全管理規程（運航基準）の遵守	・荷役の中止 ・港外退避	・荷役の中止 ・係留強化 ・港外退避（1,000トン以上の船舶）	・係留強化 ・安全な場所への避難を完了すること

- ※1 危険物積載船、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先とする。
災害防止措置をとるにあたっては、人命の安全確保を最優先し、可能な範囲で行うこと。
- ※2 係留強化：係留施設において、待機することが適当であると判断される船舶は、係留索を長くとることや増しもやい等、係留を安全にするための防止策をとること。
- ※3 荷役の中止：船倉の開口部を閉鎖する等、危険物の船外流出防止に努める。
- ※4 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶。（造船所での陸揚げは含まない）
- ※5 港外退避：港外に退避して沖錨泊する船舶は、次の措置を講じること。
①国際VHF（ch16）を常時聴守する等の、当庁との連絡手段の確保 ②当直員（船橋当直・無線当直等）の配置 ③AIS搭載船舶のAIS常時作動の確認
- ※6 異常な低気圧：気象台から強風等に関する「愛媛県気象情報」が発表されたもののうち、最大風速23m/s（最大瞬間風速35m/s）以上の強風が吹くと予想されるもの。